

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 宅地造成等に関する工事等の許可に係る要件の追加

宅地造成等に関する工事及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の基準として、これらの工事が環境影響評価法に基づく環境影響評価又は条例に基づく環境影響評価（これに準ずるものを含む。）の対象となる事業に係る工事である場合には、当該事業に係る環境影響評価等が適正に行われていることを追加すること。

第二 宅地造成等に関する工事等の許可に当たっての審議会の意見聴取等

- 1 都道府県知事は、宅地造成等に関する工事の許可及び特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可をしようとするときは、審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴かななければならないこと。
- 2 1の審議会その他の合議制の機関は、1によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、1の許可の申請に係る土地の周辺地域その他1の工事が行われた場合にはこれに伴う災害により人の生命又は身体に危害を生ずるおそれ大きいと認められる地域の住民の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 1及び2は変更の許可について準用すること。

第三 特定盛土等規制区域に係る修正

特定盛土等規制区域の制度を設けないこととし、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、原則届出制とし、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものは許可制とすること。

第四 検討条項の追加

政府は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のためには建設残土（工事から発生した土砂等をいう。以下同じ。）の処理の適正化が重要であることに鑑み、速やかに、土砂等の発生を伴う工事の発注者が責任を持って建設残土の適正な処理を確保する制度の在り方、建設残土の最終的な受入地の確保及びその実施を担保するための制度の在り方、建設残土の受入地についての許可制度の導入その他の建設残土の処理の適正化を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。